時事新報

第三千六百七十二號
明治廿六年六月三日　土曜日
舊曆癸巳四月十九日（辛、未）
日出午前四時二十七分
日入午後六時五十一分
月出午後十時十三分
月入午前六時四十九分
滿潮午前七時二十六分
滿潮午後七時四十四分
(西曆一千八百九十三年)

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報には每號詳細なる商況物價の報告あり

時事新報定價

時事新報は每號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價遞送料廣告料は左の如し
一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓○月曜休刊
○時事新報社ヨリ直接ニ郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料（前金）

	一日限	一日以上六月迄	七日以上
一行五號活字廿四字詰			
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を揭ぐるのみと寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依賴せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

實業と政治

實業と政治とは本來全く別物にして其間に如何なる關係もなく銘々獨立して差支なき筈なれども未開の時代に於ては政府の權力强大にして社會萬般の事その干渉を免れざるの常なれば商賣殖產の實業も亦自から政治の附屬物と爲りて發達進步を妨げらるゝこと少なからず東西諸國概して同樣なる中にも日本の如き士流專權の國柄に於ては殊に然らざるを得ず封建の時代は事古ければ姑く擱き明治維新後の事實に徵するも尙ほ然るものあるが如し維新以來施政の方向を見るに當局者も商賣殖產の事に就ては大に注意する所ありしかなれども如何せん政府は士流の政府にして實業上の實際を知らず、之を知らざる者が却て之を差圖し之を敎へんとするが故に折角の奬勵保護も目的を達せざるのみか寧ろ其發達進步を害したるに過ぎず政府が自から實業に手を下して失敗したるもの多きは申す迄もなく民間の一私人もしくは會社の事業に對しても之に保護を與へて能く實際に効を奏したるものは甚だ少なし或は稀に奏効の盛大なるものあるが如くなれども其實は士流の算法帳に踈濶寬大にして國庫の金を濫費したる其濫費の餘澤たるに過ぎず經濟の眼を以て見れば其盛大を祝するよりも却て其損失に驚くのみ尙ほ其上にも士流政府は法律規則の製造を好み之が爲めに實業社會を苦しめたる事例は一々計ふるに遑あらざれども曾て當局者の一人が自から議論して政府は恰も法律を以て實業者を導き繩すものなりと言ひし其一言を聞くも實際の事情を察するに足る可し畢竟その人々が文明開國の氣運に際會して實業の盛んならざるを知りながら其發達進步を謀るの方法に至ては毫も悟る所なく依然たる士流の精神にて政治の力、以て其運命を左右するに足る可しと假に充るの誤りなれども又一方より見れば實業社會も亦人に乏しくして獨立の氣力なく恰も自家の領分を捧げて政治の附屬に供したるの姿なきに非ず政治全權の世の中に於ては自から止むを得ざるの事情なりと云ふの外なし然るに社會の大勢は永く政治の全權を許さず近年來我國運の發達は非常のものにして外國の貿易と云ひ內國の工業と云ひ何れも好景況ならざるはなく正に是れ實業獨立の時節こそ到來したることなれば此時に際し當業の人々が地步を固くして活潑に運動するときは法律規則の如き毫も怖るゝに足らざるのみか却て之を利して自家自衞の用に供し或は從來の反對に政治をして其附屬たらしむることも敢て難きに非ず近來政府が實業社會に對して無力なるは世に御用商人なる名義の消滅したるを見ても之を知る可く又議會の如き目下の處にては兎角士流の議論のみ多くして動もすれば實業の社會に不通なる擧動もなきに非ざれども是れ亦敢て患るに足らず議會と雖も天下の大勢には抵抗す可らず既に今日に於ても在野の政論中に實業云々の語を交ゆるものあり今後の形勢推して知る可し左れば世間有志の士にして文明の敎育を受け日新の智識あらん者は左右を顧みず唯實業の一方に進む可きのみ大勢の指示する所は人を誤ることなし以て一身の獨立を遂げ以て立國の根本を助成せんこと我輩の冀望する所なり

官報

○大藏省令第十號
酒精營業稅法施行細則左ノ通相定ム
明治二十六年六月二日　大藏大臣渡邊國武

酒精營業稅法施行細則

第一條　酒精營業ノ免許ヲ受ケントスル者ハ一箇年販賣見込石量ヲ記載シタル願書ヲ管轄廳ニ差出シ營業場一箇所每ニ免許鑑札ヲ受クヘシ
營業場ハ倉庫建物ノ棟數ニ拘ハラス總テ一區域ヲ以テ一箇所トス其區域外ニ於テ營業物品ヲ藏置スルニ止マル場所ハ許可ヲ受ケ營業場ノ附屬トナスコトヲ得

第二條　前條ノ願書ニハ稅法第三條ノ制限內ニ於テ一箇年販賣見込高ノ稅金ト同額ナル現金又ハ國債證券ノ供託受領證ヲ添フヘシ但明治二十六年勅令第五十八號第二條ノ許可ヲ受ケントスル者ハ之ヲ要セス
營業免許後販賣見込石量ヲ增加セントスルトキハ其都度申出テ稅法第三條ノ最高額ヲ限度トシ保證金ヲ追補スルコトヲ得
營業免許後販賣見込石量ヲ減少セントスルトキハ其都度申出テ稅法第三條ノ最低額ヲ限度トシ保證金ヲ減少スルコトヲ得

第三條　免許鑑札ヲ受クル者ハ鑑札料金二十錢ヲ納ムヘシ第十條ノ場合ニ於テモ亦同シ
鑑札料ハ明治二十五年大藏省令第三號ニ依リ登記印紙ヲ以テ納ムヘシ

第四條　稅法第三條保證ニ充ツル國債證券ノ種類及價格ノ割合左ノ如シ
一　有利國債證券
一　大藏省證券
國債證券ハ明治二十三年勅令第四號第三條ノ價格ニ大藏省證券ハ其券面ノ金額ニ依ル

第五條　營業者ハ酒精營業免許ト書シタル標札ニ免許鑑札番號ヲ書記シ之ヲ戶外ニ揭出スヘシ

第六條　免許ヲ受ケタル者ハ營業開始後七日以內ニ其營業場ニ使用スル藏置場所等ノ目錄幷ニ建物藏置物ノ圖面ヲ所轄間稅分署ニ差出スヘシ但建物ヲ生シタルトキハ其時々屆出ヘシ

第七條　營業者ハ稅法第八條ニ基キ營業ノ種類ニ從ヒ左ノ帳簿ヲ調製シ其使用前所轄間稅分署ニ差出シ其檢定ヲ受クヘシ
一　酒精製造帳又ハ買入帳
一　酒精賣上帳
一　製造原料品買入及使用帳
稅法第五條第二項ニ該當スル者ハ酒精買入帳及使用帳ヲ調製スヘシ

第八條　前條ノ帳簿及左ノ書類ハ帳簿ハ閉鎖又ハ受授ノ翌年ヨリ三年ヨリ少ナカラサル期間保存スヘシ
一　營業ニ關スル金錢物品受取證
一　營業ニ關スル契約、仕切書及受取書

第九條　營業者ハ每年其販賣高又稅法第五條第二項ニ該當スル者ハ其消費高ヲ翌年一月七日限リ管轄廳ニ屆出ヘシ但營業者廢業ノトキハ其際之ヲ屆出ヘシ
稅法第六條第二項ノ場合ニ於テハ販賣前其超過スヘキ見込石量ヲ屆出ヘシ
營業稅額ハ前各項ノ屆出ニ依リ地方長官之ヲ查定ス

第十條　營業場ヲ移轉セントスルトキハ免許鑑札ヲ添ヘ管轄廳ヘ申出テ鑑札ノ書換ヲ請フヘシ
他ノ管轄地ヘ移轉セントスルトキハ免許鑑札ヲ添ヘ管轄廳ニ申出テ添書ヲ受ケ之ヲ移轉地ノ管轄廳ニ差出シ鑑札ノ書換ヲ請フヘシ
鑑札ヲ遺失毀損シタルトキハ直ニ管轄廳ニ屆出テ鑑札ノ書換又ハ再渡ヲ請フヘシ

第十一條　代替リノトキ又ハ氏名ヲ變更シタルトキハ直ニ管轄廳ニ屆出テ免許鑑札ニ變更ノ記入ヲ請フヘシ

第十二條　營業者及稅法第五條第二項ニ該當スル者ニシテ酒精ヲ買入ルヽトキハ着荷後三日以內ニ所轄間稅分署ニ屆出テ左ニ揭クル書類ノ一若クハ其他取引上證憑トナルヘキ書類ニ當該官吏ノ檢印ヲ受クヘシ
一　荷物送リ狀
一　仕切書
一　代金領收書

第十三條　稅法第五條第二項ニ該當スル者住所氏名ヲ變更シタルトキハ直ニ其旨ヲ所轄間稅分署ニ屆出ヘシ

第十四條　天災其他ノ事故ニ依リ酒精ノ腐敗ニ屬シタルトキハ直ニ所轄間稅分署ニ屆出テ檢查ヲ受クヘシ

第十五條　營業者廢業スルトキハ管轄廳ニ申出テ鑑札ヲ返納スヘシ

第十六條　第十二條ニ違犯シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處シ第五條第六條第八條第九條第十條第十一條第十三條第十四條第十五條ニ違犯シタル者ハ一圓以上一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス

○大藏省令第十一號
明治二十三年（十一月）當省令第三十一號間接國稅犯則者處分法施行細則第十三條ヲ削除ス
明治二十六年六月二日　大藏大臣渡邊國武

正誤
昨一日遞信省告示第百五十七號同第百五十八號同第百五十九號中「來ル」ノ二字ハ孰モ衍
遞信書記官

雜報

○地方通信一束

○菓樹協會　北海道札幌區の菓樹協會にては去月二十四日勸農協會事務所に常集會を開き種々菓樹に關する有益の談話を爲し夫より農學校附屬農園に到り今度同校にて新たに米國より購入せる菓樹驅蟲用喞筒使用法を試驗したるよし

○臨時縣會　秋田縣臨時縣會は本月二十日前後に開會し正副議長の改撰を施行する筈なりと云ふ

○彰武會と尙武會　福島縣東白川郡にては去る二十三年に東白青年義會發起となり彰武會を設立し郡長及び各町村長等の贊成を請ひしに同郡長等は此程より別に尙武會を組織したるを以て茲に兩會の衝突を來すに至りたる由苟しく武を以て成りたる會にして一致せざるは同地方のため嘉すべきことにあらず

○豐農好漁　越後北蒲原郡紫雲寺地方は目下農家の最も多忙なる時にて昨今何れも田植に取掛る豫定なるが別に不作と云ふべき程のこともなく又同郡松塚村の海上は鯛の群來殊に多く鯛も亦日々の大漁にて同村の納屋にては日每に五百圓乃至八百圓以上の收益ありと云ふ

○梵鐘　富山縣射水郡氷見町の光禪寺にて鑄造せんとしたる梵鐘は今度同郡鞍川村摺鉢山にて鑄造することゝなりたるよし

○上流界の賭博　富山縣廳の官吏中、小料理店等にて物云はぬ生上の花を弄ずるものありとの風說起り教員仲間にも流行の傾向きありと云ふ

○郡視學會　福井縣廳內にては去月中各郡視學會を開き學校の組織、學齡兒童の就學、學校設備の件幷に御眞影、勅語謄本奉安の件、小學校教員給料の件其他教育上に關する件等を議したるよし

○廣島電燈株式會社　は去月二十五日附を以て同會社營業の件を聞屆けられたりと

○馬關萩間　山口縣下に於ける馬關と萩の間に定期汽
船航海を開かんと大津…
て一日も早く實行せん…

○村內の混雜　大分縣…
件に關し分合派と非分…
して彼れ此れ騷ぎ立つ…
始め他の役場員まで總…
雀羅を張る程の有樣な…
村內の混雜一通りなら…
なりと

○前田正名氏　は鹿兒…
の招待にて去月二十四…
の談話を爲したるよし

○豐川の增水　參州豐…
より增水し遂に水量器…
り增し木材等も流失し…

○七艘の難船　山口縣…
艘の船に生魚を積みて…
日の暴風に和田岬へ碇…
かに風向き變はりて翠…
とも破壞し乘組員一名…
積荷の生魚は鯛のみに…
流失せしは二千四百四…

○美作聯合の中學校　…
普通教育の一校舍を設…
からざりしが其機未だ…
者の會議を津山に開き…

○九州酒造業組合聯合…
會舍に同大會を開き酒…
四第十五第十七第二十…
委員を設け調查事務所…
況を問合せて審查を遂…
定する筈なりしと云ふ…

○なぐさ…

●躑躅花　躑躅に皐月…
單瓣と二重咲の少數に…
山紅に比すれば品格高…
雨の頃が盛りなり吾妻…
寺には此の皐月多く昨…

●螢火　麻布古川筋小…
夜間に螢火の四點五點…
に出掛ける者あり因に…
者は大宮公園若くは鎌…
岡八幡宮前の蓮池周圍…
水面に映ろひ其奇觀美…
なりと

●元祖は國十郎と大達…
なぐさみ欄內に揭げた…
とも來る十日頃までに…
花園の菖蒲花に力士の…
俳優の名を附する如き…
なれども其起因は全く…
る明治十七年の新花は…
或る人が目下力士中に…
り日の下開山の梅ケ谷…
しき怪力なれば宜し…
に國主も是は面白しと…
願はれ西ノ海願はれ…